

## 各種会議のテレビ中継について（案）

議会改革推進会議

- 1 配信手段について
  - (1) テレビ中継は、現段階では、今行っているケーブルテレビによる中継以外は行わない。
  - (2) ユーストリーム・アジア株式会社のインターネットストリーミングサービスを利用した配信を行う。
- 2 カメラについて  
委員会室のカメラは、議会側を捉えた固定カメラ1台のみとし、その性能はウェブカメラよりよいものとする。
- 3 配信方法について  
ライブ及び録画によるものとし、録画配信について編集は行わない。
- 4 配信する会議について
  - (1) 常任委員会及びリニア特別委員会について行うことを前提に検討を行う。
  - (2) 当面、協議会及び勉強会については行わない。
- 5 進め方について
  - (1) 平成27年4月以後、リニア推進特別委員会の委員会について約半年間試行を行う。
  - (2) 試行後、配信する会議の種類などについて、常任委員会委員長会などの意見を聴き、広報広聴委員会において検討していく。
- 6 配信に当たってのルールについて
  - (1) 試行に当たってのルールは、別に要綱を定める。
  - (2) 試行後の本格的なルールづくりは、広報広聴委員会において検討を行う。